

## 第2回 福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会 議事概要

日時：令和4年2月16日(水) 15:00～

方法：Web会議(「Webex」を利用)

出席者：別紙のとおり

議事：(1)これまでの経緯について  
(2)協議会規約の改定(案)  
(3)流域治水プロジェクト(案)  
(4)今後のスケジュール(案)

議事概要：

(1)これまでの経緯について

資料5により、以下の内容を事務局より説明。

- ・ 本圏域は令和3年5月28日に協議会を設立。その後、第1回幹事会を令和3年10月29日に、第2回幹事会を令和4年1月18日に実施し、各関係機関の意見を踏まえてとりまとめた「流域治水プロジェクト(案)」を今回確認いただくもの。

(2)協議会規約の改定(案)

資料3、資料5により以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・ 協議会に福岡県建築都市部建築指導課長、同住宅計画課長が追加。また、幹事会において、須恵町総務課長が総務課参事へ変更、福岡県建築都市部建築指導課課長技術補佐、同住宅計画課課長技術補佐、福岡県土整備事務所前原支所工務課長が追加。

(3)流域治水プロジェクト(案)

資料4により以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・ 「流域治水プロジェクト」は重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめたものであり、本圏域における取組を「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つに分けて整理している。
- ・ 本圏域の資料は、「位置図」、「ロードマップ」、「取り組みの紹介」からなる。
- ・ 「位置図」は、関係機関の流域治水に係る取組内容や実施箇所等を確認できるものであり、全体図とブロック分割図により構成している。
- ・ 「ロードマップ」は、関係機関の取組の実施工程を確認できるものであり、短期は概ね5年間、中期は概ね10～15年間、中長期は概ね20～30年間としている。
- ・ 「取り組みの紹介」は、取組の目的や具体的内容を確認できるものであり、主な取り組みについて整理している。
- ・ なお、各関係機関が参画する「大規模氾濫減災協議会」により共有している避難や水防等のソフト対策も本プロジェクトの「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」に位置付けている。

#### (4)今後のスケジュール(案)

資料5により以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・「流域治水プロジェクト」は、令和4年3月下旬に他3圏域と同時期に公表を予定。
- ・来年度は、「流域治水プロジェクト」の実施状況のフォローアップ、更新等を予定。

出席者からの流域治水に関する主な意見について

##### 新宮町 吉村副町長

- ・湊川は河川整備によって、近年は浸水被害が減少。しかしながら、今後、多発する豪雨により、町単独での改修が進んでいない県管理河川上流部の中山間地における土砂災害が懸念される。具体には、湊川中流域や大根川水系青柳川の上流部の町管理河川があたる。
- ・来年度は緊急自然災害防止対策事業債を活用し、小規模ではあるが、河川拡幅を計画している。
- ・町管理河川は、県管理河川の集水域にあたるが、流域治水の一環として、町も補助制度や緊急自然災害防止対策事業債等が活用できることにより、上流から下流まで含めた防災減災対策につながるものとする。

##### 福岡市道路下水道局計画部 井手河川計画課長

- ・市では、準用河川香椎川を来年度から4年かけて地下河川方式による改修を実施予定。今回、事務局の協力のもと、本プロジェクトへの位置づけを行っている。
- ・また、市では、過去の甚大な水災害等を踏まえ、河川や下水道の流下施設の整備だけでなく、雨水の浸透施設や貯留施設等による流出抑制にも積極的に取り組んできた。特に、農業用ため池の活用については、本プロジェクトへの位置づけを契機として治水部局と農業部局がしっかりと連携し、今後の取組を発展させていく必要があると考えている。
- ・さらに、ソフト対策については、水防法に基づく内水浸水想定区域図を、大規模地下街がある博多駅周辺地区で公表したところだが、今後は、下水道区域全域を対象として作成に着手する予定。
- ・本プロジェクトが公表されることにより、まずは、関係者との協働体制が構築されたと考えており、来年度以降、ますます内容が拡充され、流域治水の実効性が高まることを期待する。

##### 篠栗町 三浦町長

- ・町は大変災害が多く、本圏域の東部ブロックは、10年に1度は大きな氾濫が起きている。今後も、本プロジェクトをしっかりと固めていきたいと考えている。また、本協議会も重要な会議であり、協議会会員が会議でしっかり話し合い、今後、一体となって取り組んでいくことが必要。

##### 県農山漁村振興課 佐々木企画監

- ・流域治水プロジェクトにおいて、農地、農業用施設の多面的機能の発揮、特にため池の利活用、田んぼダムへの期待が大きい。
- ・農林水産省は新たな事業の創設、既存事業の制度拡充を実施。田んぼダムの取組に関する財政的な支援として、多面的機能支払交付金の加算措置が昨年度から拡充。

・令和4年度の国の概算決定では、既存事業の拡充により田んぼダムに必要な畦畔補強が実施可能。ため池の水位を事前に低下するための手間にかかる支援や、利水容量の一部に治水機能を持たせるための整備も拡充されている。事業実施の要件については、国から情報が入り次第提供する。

県河川整備課 喜多島課長

- ・上流から下流まで流域が一体となって、ハード・ソフトの取組を多層的に実施する流域治水は国も重要に取り扱っており、予算制度の拡充に向けた動きもある。
- ・県は、河川整備と同様に流域治水の取組も進めていく。本プロジェクトは、今年度中に一旦とりまとめを行うものの、来年度以降も新しい取組を進めていき、本プロジェクトを拡充していく必要がある。

